

水門管理所の景観設計について

国土交通省 中部地方整備局 木曽川下流工事事務所

正会員 篠田 孝

○大坪 晋作

1. はじめに

濃尾平野は、明治改修以降もたびたび大洪水に襲われ、その都度甚大な被害が発生し、現在に至っています。特に戦後の水害で最大の被害者を出した伊勢湾台風（昭和34年）は、その後の治水対策に多大な教訓を残し、これまでも洪水を安全に流すための河川改修事業が行われてきました。一方この地域は地下水汲み上げなど広域な地盤沈下の発生とゼロメートル地帯を拡大し、大幅な治水機能の低下をもたらしており、高潮等の水害から沿岸住民の暮らしの安全を守ることが急務な課題となっており、現在高潮堤防の嵩上げや水門等構造物の改修が行われています。

今回、水門管理所を建築することとなった、揖斐川に面した桑名市吉之丸地区周辺は、桑名城跡・七里の渡し等名所旧跡を中心に形成される旧市街地であり、周辺環境に配慮した景観設計が重要な課題となっています。

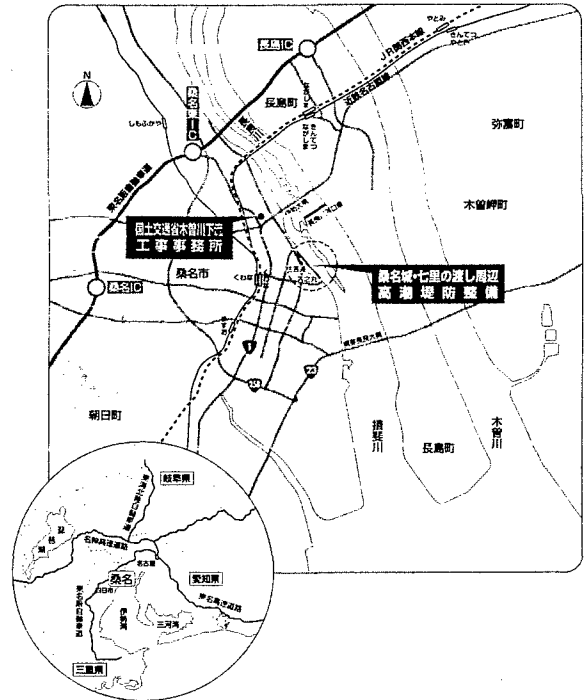


図-1 水門管理所位置図

2. 桑名周辺の歴史的環境

三重県桑名市は、木曽三川の河口に位置する城下町であり、東海道の七里の渡しの宿場町としても栄えた旧市街地は、城下町の名残りを今も残しています。吉之丸地区は、城跡や名所・旧跡・レクリエーション施設等が集積した公園となっており、市民や観光客の憩いの場として利用されています。また、桑名城跡は史跡として指定文化財になっており、築城当時の石垣と伝えられる護岸が保存され、当時の面影をしのばせています。本地区の水門改築にあたっては、このような周辺環境を考慮し、城側及び川側からの眺めを阻害しないよう、堤防天端から突出した構造物をなくす、景観に配慮した3つの（住吉水門・川口水門・三之丸水門）水門設備が計画されました。3つの水門は高潮警戒時に操作する防潮水門であり、景観設計のため、水門の操作室は地下構造となっています。操作は、地下操作室で行うことができますが、冠水で操作不能になることも考えられることや、3水門を統括して操作できないことで、効率が悪く操作に多大な時間を要するため、安全性、効率化、迅速化を考え、3水門を統括した管理所を配置し、遠方から一元的に操作できることとしました。計画位置は、①3水門が視認可能②河川堤防より裏側③高圧電源供給可能④官地内等の諸条件を考慮して決定しました。

なお、新堤防についても石垣のイメージを創造し、城跡の風情を損なわないように配慮しました。

3. 水門管理所の建物形態

水門管理所の近隣は、三重県文化財史跡の指定地域となっており、建物を建築する場合には文化財保護法に基づく桑名市の文化財保護条例に添った教育委員会策定の整備基本計画により、旧観の保全に留意し建築するよう教育委員会の許可を受けることが必要となりました。整備基本計画によると吉之丸地区周辺は歴史的環境としての整備を図り、旧史跡等の外観復元を図る地区という位置付けになっています。管理所の計画位置は、かつて桑名城の隅櫓すみやぐらの一つである蟠龍櫓ばんりゅうやぐら（隅櫓の一つで鬼瓦が龍の形をしていたため、この名称があると言われています。蟠龍とは水にひそむ龍のことをいい、中国では水をつかさどる龍として寺院などの装飾モチーフとされています。）が建っていた地点であると言われており、蟠龍櫓の復元を目指して設計するにあたり、桑名市と協力のうえ建築することが決定しました。意匠にあたっては、当地区に建っていた蟠龍櫓を復元するだけの十分な歴史資料がなく、現在残っている隅櫓の絵図等を参考に当時の姿を想定のうえ図面を作成しました。4間×6間という、比較的規模の大きい櫓であり、桑名城では元禄14年（1701年）天守が焼失して以来、河口のまち桑名を象徴する櫓であったと伝えられています。

4. 水門管理所の建築仕様

水門管理所については、整備計画基本方針にのっとり、外観を蟠龍櫓に復元させたものになります。建築面積は、126.34㎡、鉄筋コンクリート造の地下1階、地上2階建て構造となります。地下1階は水門操作に必要な電気室、地上2階の1階部分は水門の操作室、2階は展望台として一般に公開される予定となっており、現在平成15年2月の完成を目指して工事を進めています。

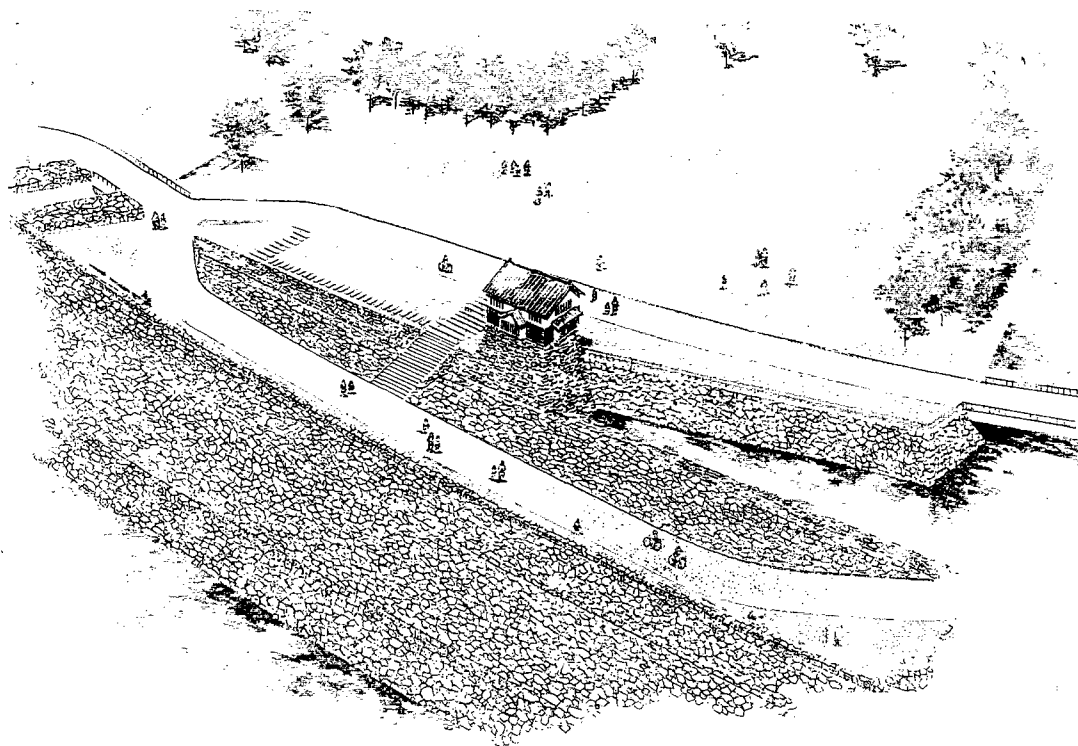


図-2 水門管理所完成予想図

最後に、本報告を作成するにあたり、ご協力頂いた関係各位にお礼申し上げます。